

平成 2 2 年千葉市教育委員会会議
第 7 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成22年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録

日時 平成22年7月21日(水)

午後2時 開会

午後3時10分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 内山 英夫
 委 員 梅谷 忠勇
 委 員 和田 麻理
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 武田 昇 保 健 体 育 課 長 井谷 芳明
 教 育 総 務 部 長 西田 典夫 教 育 セ ン タ ー 所 長 山下 正敏
 学 校 教 育 部 長 時田 猛 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 奥村 兼弘
 総 務 課 長 森島 俊之 生 涯 学 習 振 興 課 長 杉戸 利一
 企 画 課 長 高須 右一 社 会 体 育 課 長 成毛 博光
 学 校 財 務 課 長 補 佐 小川 敏広 中 央 図 書 館 長 鹿間 陸郎
 学 校 施 設 課 長 初芝 勤 総 務 課 総 括 主 幹 大崎 賢一
 学 事 課 長 芝崎 易生 学 事 課 調 整 主 幹 湯浅 忍
 教 職 員 課 長 三野宮 純一 総 務 課 主 幹 川名 和弘
 指 導 課 長 小寺 道明

書 記 総 務 課 長 補 佐 南 久志 総 務 課 経 理 係 長 市川 康次
 総 務 課 委 員 会 係 長 小池 正彰 総 務 課 主 査 補 諏訪 瑞穂
 総 務 課 総 務 係 長 小柳 寛 総 務 課 主 任 主 事 藤井 拓也
 総 務 課 人 事 係 長 中尾 嘉之

- 1 開会
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
津田委員長より内山委員を指名
- 4 会期の決定
平成22年7月21日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成22年第5回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第38号及び議案第39号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成22年第2回千葉市議会定例会について
総務課長より報告があった。
報告事項(2) 新宿小学校の過大規模校化に係る対応について
企画課長より報告があった。
報告事項(3) 夏季休業中の事故防止について
学事課長より報告があった。
報告事項(4) 第63回千葉市中学校総合体育大会の開催について
保健体育課長より報告があった。
報告事項(5) 生涯学習・社会教育施設等における夏季休業中の子どもたちを対象とする主な事業について
生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長より報告があった。
 - (3) 臨時代理報告
報告第11号 千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
学事課長より報告があった。
報告第12号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について
総務課長より報告があった。
 - (4) 議決事項

議案第37号 千葉市地域文化財の登録について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第38号 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会委員の任命について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第39号 千葉市社会教育委員の委嘱について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成22年第2回千葉市議会定例会について

津田委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告事項(1)「平成22年第2回千葉市議会定例会について」、報告します。第2回千葉市議会定例会は、6月8日から6月25日までの会期で、「議案質疑」、「教育未来委員会」、「一般質問」が行われました。はじめに、教育委員会にかかわる提出議案等の審議状況について報告します。先の教育委員会会議第6回定例会において議案の提出について報告したところですが、「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正」、施設の利用料金の見直しに伴う「千葉市スポーツ広場」、「千葉ポートアリーナ」、「千葉市体育施設」の3件の「設置管理条例の一部改正」、小学校・特別支援学校校内LANに係る「財産の取得」について、以上5件の議案については、こども未来局の新設に伴い設置された「教育未来委員会」に付託され、6月15日の同委員会における審査を経て、6月25日の本会議において、可決されました。なお、「千葉市スポーツ広場」、「千葉ポートアリーナ」、「千葉市体育施設」の各設置管理条例の一部改正の可決に際しては、利用料金収入の使途、市民への料金等の設定の周知などについて附帯決議が議決されました。また、3月16日付け「神明町・出洲港地区における新宿小学校区の維持を求める請願」については、継続審査となっていました。その「願意が既に満たされた」として6月10日付けで撤回されましたので、報告します。次に、6月14日に行われた「議案質疑」ですが、2議員から「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正」、校内LANに係る「財産の取得」の2議案について質問がありました。最後に、6月17日から25日に行われました「一般質問」ですが、26議員が質問を実施

し、うち17議員から、教育委員会に対する質問がありました。主な質問の内容は、農山村留学、教職員の海外派遣、小中学校長学校運営協議会、教科書採択、図書館サービスの充実、学校支援地域本部事業、不登校の子どもの支援、学校適正配置、スポーツ施設の利用、いじめの把握、職場体験の拡充、千葉県教育振興基本計画への見解、学習指導要領、全国一斉学力テスト、子どもの読書環境、教育施設の整備、公民館図書室、歴史教育、教職員の実態、男の子・女の子の「区別教育」、道徳教育、千葉市学校教育推進計画、中学校夜間学級、子ども議会、自転車事故、子どもの貧困、「図書館サービスプラン2010」、旧検見川無線送信所、公民館の宿直管理人などです。

報告事項(2) 新宿小学校の過大規模校化に係る対応について

津田委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(2)「新宿小学校の過大規模校化に係る対応について」、報告します。新宿小学校の過大規模校化解消のため、新宿中学校内に校舎を増築し、新宿小学校の一部学年の使用に供するとともに、併せて将来の新宿中学校の教室不足への対応を図ることが、7月6日の政策会議において方針決定されたため、報告します。今後の予定ですが、新宿中学校に増築される小学校校舎には、平成26年度から小学生の一部学年が入る必要があることから、平成23年度予算において必要な予算を要望します。平成23年度において設計を行い、24年度、25年度に建築工事、平成26年度から供用開始のスケジュールを考えています。増築校舎設置の効果ですが、新宿小学校区の学区調整を行う必要がなく、地元の声を反映できること、新宿中学校の教室不足への対応も可能であること、小中連携による教育効果が期待できること、新設校を設置する場合と比べ、コストの縮減と工期短縮が可能であること。課題・問題点ですが、同一校舎を小学生と中学生が使用する形態になること、小学校の一部学年が別校舎となることなど、本市では初めての事例であり、小中連携による教育効果が最大限に発揮されるよう、十分な検討が必要です。小学校、中学校保護者への十分な説明及び体育や部活動時の活動場所の十分な確保が必要となります。また、弁天小学校、登戸小学校から新宿中学校に進学する子どもたちへの配慮が必要となります。これらの課題については、教育委員会と新宿小・中学校で構成するワーキンググループを設置し、検討を進めています。

和田委員 現在通学していたり、これから入学する見込みのある学区内に居住している保護者や生徒たちへの周知はしやすいと思うのですが、今後新しく転入・転居してくる家庭への周知は非常に難しいと思います。入学してから、引っ越してきてからそういう事態だと知るといのは遅いのかなと思うのですが、そのあたり、もし可能であるならば、マンションが新しく建つのであれば、その分譲時にこういったことが予想されるというようなご説明も、もしできるようであればしていただけたら、より周知がスムーズになるかと思しますので、よろしくをお願いします。

梅谷委員 課題・問題点に関連して、小中の連携ということが強調されていますが、もう一つ、小学校の中での学年間の連携ないしは共同学習という部分について、何らかの配慮をする必要があるのではないかと考えます。

企画課長 保護者説明会においても、やはり一部学年が中学校に移ることにより、子どもたちの連携をいかに図っていくかという課題が挙げられました。今、月に2回程度、入学式、卒業式、始業式、終業式、音楽会、フェスティバルなどいろいろな行事がありますので、なるべく連携を図って、小学校としての一体感を十分共有できるような工夫をして行きたいと思えます。

岩沼委員 例えば同じ家族でずっとその場所に住んでいて、何代にもわたってその学校に通うとか、そういったことを伝統として大事にして行きたいという声があったということですが、そういう連帯感というものは、なかなか入っている子どもたちには見えないことなのではないかと思えます。親たちにとっては、例えば自分が小学校の時に歌っていた同じ校歌を子どもが歌っているとか、そういったことはわかりやすいのですが、子どもたちにとっては、友達がたくさんいるというのは良いのですが、不便があれば不便のほうに目が行ってしまって、ちょっとわかりにくい部分があると思えます。大きな学校になれば、大きな学校だからこそある楽しさのようなものがわかってもらえるような学校であれば良いなと思えます。日々、いろいろ初めてのことばかりで本当に大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

報告事項(3) 夏季休業中の事故防止について

津田委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(3)「夏季休業中の事故防止について」、報告します。

平成22年6月16日付けで、「夏季休業中の学校事故防止及び

職員の服務等について（通知）」を、千葉市立小・中・特別支援学校長に送付し、これに基づき、各学校で、夏季休業中の事前指導を実施するよう通知したので報告します。問題行動等の指導については、変質者や不審者への対応の指導について触れています。変質者や不審者への対応は、学校のあるなしにかかわらないため、日頃より通知等を出して学校へ呼びかけており、「地域ぐるみ」の指導体制を確立するようお願いしています。水泳・交通安全指導等についてですが、水泳、交通事故防止の指導、学区内の危険箇所の点検等をお願いしています。これについては、保健体育課から資料等を今までに出しており、例えば、離岸流の啓発資料等をすでに配布しています。交通事故については、飛び出し事故が多いということで、学校でも十分気をつけて指導をしているところです。事故対策については、事故が発生した場合の対応方法について記載しています。

内山委員 子どもたちの事故には、大変心が痛みます。例えば自転車ですが、乗り始めると嬉しいため、バンバン飛ばして行くのが気になります。地域の方々への働きかけなども、ぜひよろしく願います。

梅谷委員 バイクや車等の無免許運転の根絶ということが出ているのですが、生徒に対する徹底ということでよろしいのでしょうか。そういった例が以前にあったのでしょうか。

学事課長 生徒の中で、無免許で運転するという例があり、生徒指導上の観点で、記載しています。

志村教育長 千葉市役所ホームページに、千葉市長の「ようこそ市長室へ」というページがあるのですが、その中の幹部メッセージという欄に、交通事故が今年度はじめのうちに多発したこと、それから夏休み前に、私の言葉として子どもたちに働きかけたいということで、2度ほど教育長のメッセージを出させていただいています。特に夏休み前については、1つは一人ひとりが目当てを持って楽しい夏休みにしてほしいということ、もう1つは交通事故を中心にして事故のないようにということで、2つの働きかけをした上で、地域や家庭に対して、地域の子どもたちは地域で守り育てるという方針で、どうか夏休みの間お見守り下さいというメッセージを出させていただいています。どれほどの方に見ていただいているかわかりませんが、私の気持ちとしては、地域全体で、夏休みを楽しく安全に過ごして下さいという意味で、メッセージを出

させていただきました。

津田委員長 今年は大変暑いですから、いろいろな指導をよろしくお願
い
します。

報告事項(4) 第63回千葉市中学校総合体育大会の開催について

津田委員長 保健体育課長、報告をお願いします。

保健体育課長 報告事項(4)「第63回千葉市中学校総合体育大会の開催につ
いて」、報告します。この大会の種目・会場・日程は、資料に記載のとおりです。駅伝は10月15日(金)、ダンスは、11月
4日(木)の開催になります。駅伝とダンスを除く16種目の競
技に、本市中学生、約8,800人の選手が参加しての大会とな
ります。この大会を勝ち抜いた市の代表者が、県大会・関東大会・
全国大会へとつながる、中学生にとっては最も大きな大会です。
県大会は、7月24日(土)から8月1日(日)までの9日間、
県内各地で開催されます。関東大会は、8月5日(木)から11
日(水)までの7日間、関東各地で開催され、陸上競技が千葉県
総合スポーツセンターで行われます。全国大会は、8月17日
(火)から25日(水)までの9日間、山口県を中心とした中国
ブロックにおいて開催されます。昨年度は、水泳競技の高飛込及
び競泳並びに剣道において、全国優勝を果たした選手もあり、今
年度も本市代表選手の活躍を期待しています。

報告事項(5) 生涯学習・社会教育施設等における夏季休業中の子どもたちを対
象とする主な事業について

津田委員長 生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長、順に報告
をお願いします。

生涯学習振興課長 報告事項(5)「生涯学習・社会教育施設等における夏季休業中
の子どもたちを対象とする主な事業について」、報告します。行
事名、開催日、場所、内容について資料に記載しています。順に
公民館、生涯学習センター、科学館、南部青少年センターで行う
事業です。星久喜公民館で行われる「夏休み星の子ランド」は、
小学校3年生から6年生の学年が違う子どもが昭和の森に集ま
り、千葉大学教育学部の学生の協力も得ながら事業を行っていま
す。続いて、生涯学習センターですが、「千葉市ものしり検定」
は、「NPO法人郷土ちばに学び親しむ会」、これは先生方のOB
の方が中心となって作られているNPOなのですけれども、この
協力を得て、今年度初めて実施するものです。科学館ですが、「ダ
ンボール名人が教える!ダンボール工作教室」は、7月16日か

ら8月31日まで科学館で行っている企画展「まるごと！だんぼーる」の一環として行うものです。最後に南部青少年センターで行う行事ですが、「サマーチャレンジ」、「ときめきサタディ」は、地域で定着しており、毎年子どもたちも楽しみにしているということです。科学、歴史、ものづくりなど様々な視点から、子どもたちに好奇心や学びのきっかけをつくるような行事を行っていきます。

社会体育課長 千葉市少年球技大会は今年で50回を迎え、青少年の健康増進、余暇の正しい利用、スポーツの普及発展を目的に、夏休み中の土日を利用して、市内21会場で小・中学生を対象にソフトボールやドッジボール等の球技大会を実施しています。次に夏季リーダー宿泊研修会は今年で34回を迎え、規律ある団体生活を通じて少年スポーツ連盟・スポーツ少年団員としての自覚を身につけさせ、強いからだと心を持った少年を育てる目的で、7月18日から20日の2泊3日の日程で「千葉市少年自然の家」にて実施し、参加者は69人でした。最後に子どもたちの体力向上やスポーツへの興味を深めるきっかけづくりとして、柔道、バドミントン等の各種目のスポーツ教室をはじめ、スポーツ振興財団主催の「夏休みスポーツカーニバル」や「夏休みキッズ空手スクール」を実施し、青少年の健全育成に努めていきます。

中央図書館長 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実を図るために、「夏休みは図書館へ行こう」をテーマに様々な行事を予定しています。中央図書館、地区図書館においては、子どもたちに図書館業務に対する理解を深めるとともに、読書への関心を高めてもらうため、「親子図書館たんけんツアー」や「子ども一日図書館員」を行います。「夏のお楽しみおはなし会」ですが、「親子で楽しむ夏のおはなし会」、「高校生が語るおはなし会」や、工作とおはなしを組み合わせたおはなし会を行います。また、科学あそびなどの体験、映画会なども開催する予定です。なお、これらの行事は各館で配布するチラシや、市政だより7月1日号、千葉市図書館ホームページで紹介しています。

和田委員 どれも本当に楽しそうです。夏休みを終えて、子どもたちの感想や、応募人数と参加人数がどのくらいだったのか、報告していただければと思いますのでよろしくお願いします。

岩沼委員 準備など本当に大変だと思いますが、近いところで何かないかということで探している親御さんも結構多いと思いますので、い

ろいろな施設の中など、そういった方々の目に触れるようにしていただければと思います。

報告第11号 千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 報告第11号「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、報告します。公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行を踏まえた、千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴い、例外的に授業料を徴収する場合を定める等、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、千葉市立高等学校授業料の減免に関する規則等、関係する規則の一部を改正したものです。

報告第12号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

津田委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第12号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、報告します。仕事と子育ての両立支援等を一層推進するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、3歳に満たない子を養育するため職員から申請があった場合に、災害時等を除き、原則として時間外勤務をさせないこととすること、育児休業の取得要件を緩和し、配偶者の就業の有無等にかかわらず、育児休業を取得することができるものとするなどから、学校で勤務する職員が使用する、時間外勤務・深夜勤務制限請求書等の様式について所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものです。施行期日は平成22年6月30日です。

議案第37号 千葉市地域文化財の登録について

津田委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第37号「千葉市地域文化財の登録について」、説明します。千葉市文化財保護条例第19条第2項の規定により、新たに千葉市地域文化財を登録しようとするものです。有形文化財として「稲荷町有文書」、無形文化財として「三代王神社の神楽」です。両方とも地域にはなくてはならないものであり、地域文化財にふさわしいものであると考えます。この2件については、条例の規定に基づき、去る7月5日に千葉市文化財保護審議会に諮問

し、諮問の内容どおり答申を得ています。それぞれの2件の内容については参考資料のとおりです。

議案第38号 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会委員の任命について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第38号「千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、説明します。千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会を新たに設置したことに伴い、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第8条第2項の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命期間は、千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会の第1回会議の日から2年間で、第1回の会議は8月頃の開催を考えています。任命する者は、千葉市学校体育施設開放運営委員会連絡協議会会長 内山英昭、弁護士 尾形雅之、公認会計士 岡村健司、千葉大学教育学部教授 長澤成次、千葉大学法経学部教授 中原秀登の5人です。会議の設置根拠は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第6条であり、設置目的は、指定管理予定候補者の選定及び指定管理者による公の施設の管理に係る評価を行うことです。委員数は5人、任期は2年間で、委員の構成は、財務等について知識又は経験を有する者、法務等について知識又は経験を有する者、学識経験者、その他市長等が適当と認める者となっています。主な活動内容ですが、今年度は、高洲市民プールなど40施設の指定管理者の選定について審議していただく予定です。

議案第39号 千葉市社会教育委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第39号「千葉市社会教育委員の委嘱について」、説明します。委員の離任に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、新たに近藤葉子委員を任命しようとするものです。委嘱年月日は本日平成22年7月21日、委嘱期間は本日から平成23年11月30日までとなっています。なお附属機関の概要については資料記載のとおりです。

8 その他

(1) 教職員採用試験について、岩沼委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩沼委員 先日テレビを見ていましたら、千葉県千葉市教職員採用試験

岩手会場が報道され、千葉市の皆さんも現地で汗だくになりながら会場を整備している姿が映っていました。また、多くの岩手の、東北の学生さんたちが、列をなして来場されている姿を見ることができました。岩手で、また東北で就職ができればよいけれども、やはり狭き門なので、多額の交通費をかけることなく就職試験を受けることができるのがうれしい、受ければ千葉でも頑張りたいという方々の姿を見ることができて、とても嬉しく感じました。東北の試験会場を設けることによる良い結果が出てきており、本当に良かったと思っています。一方、その番組の中で、千葉県以外の都市も、徐々に東北地方、その他に目を向けているということが取り上げられました。今度は首都圏の中のどこに行こうかという選択が始まると思います。就職試験を受けやすいことに加えて、千葉に行ったらどのような受入れ体制があるのかとか、新任のバックアップ体制があるのかとか、そういったことを聞く方が多くなるのではないかと思います。ですからやはりそういったシステムをどのようにしていくかということが、就職の率の向上につながっていくと思いました。そうなってくると、NPO 夢工房など、退職された先生方のボランティアやNPOをやっているという話がありましたが、それが新任の方々のバックアップになるのではないかと思います。現状を伺いたいと思います。

指導課長 子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業という名称で、現在のところ小学校10校、中学校3校の13校なのですが、各学校1人ずつそれぞれ学校支援員さんに行っていただいています。内容としては学習の遅れがちな子どもへの個別の学習指導ですとか、特別に支援を要する児童生徒への支援、中には体育学習での支援ということで、退職された先生が、個別に入って支援をしているという例もありますし、地域の専門家が、地域学習への支援ということで、学校に入って下さっている例もあります。13人の方は、退職された先生と、一般の市民ということで、大学生は今のところいませんが、70人を超える方に登録をいただいておりますので、今後派遣の数を増やして行きたいと思っています。現在のところそういう状況です。

岩沼委員 児童への支援ということですが、先生への支援という視点ではいかがですか。

指導課長 NPOの関係では、先生に対しては、特に、若い新任教員の

学級に付いて、ずっとではありませんけれども、午前中 3 時間の教員支援を行うという例もこれまでにありましたし、今後若い先生が増えてくるので、そういう要請が増えてくると思われまますから、退職した先生方をお願いするというケースも増えてくるのではないかと思っています。

教職員課長 初任者に対しての指導ですが、今初任者指導教員という形で、新採 4 人に対して 1 人で指導しています。その中に退職した教員の方もいるという状況です。

岩沼委員 これから新任の先生が増えてきますし、子どもの雰囲気も変わってきている昨今、ちょうどこれから、1 クラスの人数が変わってくるかもしれないということになっています。昔は四十何人を 1 人でみていたのが、今に通用するかというと、厳しい状況だと思います。普通の職場でしたら、新入社員をいきなりお客さんがたくさん来るところに 1 人で行かせるということはありませんが、学校では子どもたち何十人のところに、新任の先生も 1 人で行ってもらう訳です。学校にいとそれが普通だと思うのですが、普通の職場ではトレーナーがずっと付いて 1 年間見たり、マネージャーが付いて育成係を務める、というのがよくあるパターンです。ですから退職された先生方の NPO にご協力いただいたり、カリスマ先生を研究しているという教育センターの知識を生かすシステムを作るなど、具体的で有効な手だてを講じることを早急に実行に移していただきたいと思っています。

教職員課長 新採の採用状況は、本市において好転していて、平成 14 年度からの 9 年間で 1,400 人の新採が入っている状況です。若手教員の教育力をどう高めるかということが常に問題になっており、現在各学校内でも、若手を中心としたメンバーに対し独自に研修を組んでいるという現状です。今後新採に対する教育力向上の課題について検討し、さまざまな手を打って行きたいと考えています。

学校教育部長 小学校で 8 割近く、中学校で約半数の学校で、若手の 5 年未満くらいの教員に対し、それぞれ月 1 回程度、校内で研修をしています。その中に、退職された経験豊富な先生が、初任者の若手教員研修に学校の依頼を受けてあたっているという例も出てきています。先ほどの夢工房等の人材の活用も含めて、若手をバックアップして行くという、そういう体制を今後作って行きたいと思っています。

和田委員 同じ番組で、東京都でも退職教員100人を擁して、新人育成教員制度をとっているという話がありました。退職された先生方の力もちろん大事だと思うのですが、それによっていい意味での若い力が失われてしまわないように、そのバランスもよくとっていただきながら、若い人たちの新しい点や新しい考え方、子どもたちとの年齢が近いということでのメリットなども、生かして行っていただきたいと思います。もう1点感じたことですが、教員を目指すというのは、大学に入る時点でおそらく決心しているのではないかと思います。教育学部のある大学に入ったり、教育大学に入ったり、学部のそれぞれ違うところに進んでも教職課程をとるということで、大学に入る時点で教員になろうという気持ちがあるのだと思います。そうすると、高校生の段階で、教員になろうという信念を持っている学生や生徒をもっと増やし、教員という職業に対してもっと興味を持ってもらうような働きかけを、もっと若い年齢のところまでできれば、すそ野が広がり、先生になろうというとても心強い若手が増えてくるのではないかと思いますので、そのあたりのことも今後考えていただければと思います。

学校教育部長 今、採用状況が良くなってきていることから、教員の養成、確保ということが、大きな課題となっています。高校生段階で教職を目指そうという意欲を持ってほしいということで、県教委の教員採用の担当部署で、教員とはどういう職業かということ、各高等学校への出前講座という働きかけを、ここ数年実施しています。今年度志願者が増えてきている中にはそういった効果もあるのかなと感じています。

和田委員 先生という職業は小学校1年生のときからずっと近く存在であるにもかかわらず、子どもたちが選ぶときに職業として先生というものを見るのかというのは別の話になってくると思いますので、今のような活動を今後ますます広げていただきますようお願いします。

(2) 学校2学期制の見直しについて、和田委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

和田委員 このところ、2学期制を見直そうという方向の市町村が少し増えてきているという動きがありました。千葉市では2学期制の導入は、全国の中でも割と早いほうで、平成16年だったと思いますが、千葉市の現在の実情ですとか、2学期制を見直そうと

というような声があがっているのか、若しくは、2学期制はこういういい方向に向かっているからこのままにというようなことがありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

学校教育部長 本市の場合は平成16年度、市内一斉に2学期制を導入しました。その前年度、モデル校という形で、小・中何校かで試行的に実施し、その成果をもって16年度に全市で導入しました。それによってどのような成果が得られるかということですが、1つは、授業時数の問題で、例えば7月のこの時期、3学期制の場合は、期末テストをやって、通知表を作って、一方では中学校総合体育大会の部活の練習もやるという、教員が非常に忙しい時期です。ところが2学期制ですと、通知表をつける時期が9月末ということで、7月は比較的、短縮授業をせずに、正常な日課の授業が夏休み直前まで確保できます。小学校では今、個人面談を、夏休みに入ってから2週間くらいでやっているという状況です。3学期制ですと、12月が2学期末になりますが、これも通知表を作成しませんので、7月、12月の授業時数が確保できます。授業時数について、当時の実施した状況で、3学期制と比べると20時間近く多く確保されてきているという実態があります。保護者や子どもたちへのアンケートで、一部3学期制で通知表が出て夏休みを迎えるほうが目標を持てるというようなことがあったかと思えます。通知表が3回から2回に減ることで、評価等について、保護者等の理解が得られるかという懸念がありましたが、実際やってみますと、特にそれを3回に戻してほしいとか、通知表を増やすという意見は、予想した以上のものは出ませんでした。学校では、通知表が2回になりましたが、実際の評価に関しては、こまめに各单元ごとなどで実施していますので、特段通知表が減ったということでの苦情などはありませんでした。子どもたちにとっても、2学期制になって、3学期制のほうがよかったなど、特に大きな意見としてはありません。教職員にとっても、特に7月、12月に余裕を持って子どもたちに接することができるということで、現場の教職員のほうからも、3学期制に戻してほしいという声はほとんどありません。現状、2学期制は、本市では定着してご理解いただいております、報道のような形で戻してほしいというような状況にはありません。

(3) 本市を被告とする損害賠償請求事件に係る和解について、指導課長より報告があった。

指導課長 本市を被告とする損害賠償請求事件に係る和解について、報告します。平成22年6月28日、お手元の和解調書の内容により訴訟上の和解を行いました。新聞等でご承知かと思いますが、小学校の担任が、学級の児童に対して好きな子、嫌いな子の調査を行い、それを学級の児童たちの前で公表したという件です。1点目として、被告は、原告らに対し、利害関係人で本件事件当時当該児童が在籍していた学級の担任教諭であった者(利害関係人A)が本件の調査を実施して結果を公表したことが配慮に欠ける行為であったこと、また、その後の学校、教員らの対応に至らない点があったことを認め、謝罪する。2点目として、被告は、原告らに対し、本件のような調査結果公表は今後二度と行わないこと、一般的な調査についても、児童生徒らに対し悪影響を及ぼさないよう、その手法等については十分注意して行っていくこと、万が一不適切な行為があった場合には、児童生徒の被害を最小限に食い止め、その被害回復のための適切な対応を取ることを約束する。3点目として、利害関係人Aは、原告らに対し、本件調査を実施して結果を公表したこと及びその後の利害関係人A自身の原告らに対する対応につき、不適切であったことを認め、謝罪する。4点目として、利害関係人で本件事件当時当該児童が在籍していた学校の校長であった者(利害関係人B)は、原告らに対し、利害関係人Aが本件調査を実施して結果を公表したこと並びにその後の教師らの原告らに対する対応及び利害関係人B自身の原告らに対する対応につき、不適切であったことを認め、謝罪する。5点目として、被告は、原告らに対し、本件和解金として、合計200万円の支払義務があることを認める、といったものです。今後の対応ですが、市立学校に対して、校長会、教頭会を通して、再発防止に向けた周知及び調査の目的に沿った教育活動に対する活用方法の指導を行いたいと思います。

- (4) 次回第3回臨時会を8月4日(水)午前10時より開催することと決定した。
また、第8回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

9 閉会

津田委員長より閉会を宣言